

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ○北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則…………… (法制文書課) | 1 |
| ○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課) | 1 |
| ○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課) | 2 |
| ○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則…………… (道有林課) | 2 |
| 訓 令 | |
| ○公宅料の算定基準の一部を改正する訓令…………… (総務部総務課) | 2 |
| ○北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令…………… (道有林課) | 4 |
| ○北海道官報報告規程を廃止する訓令…………… (法制文書課) | 4 |

規 則

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第30号

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則

北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。
第9条に次の1項を加える。

4 前項本文の規定は、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）第14条第1項の規定により公文書の文書館への引渡しをした主務課又は文書主管課が業務に使用するため当該公文書であった文書館資料を利用する場合について準用する。

第9条の次に次の1条を加える。

（本人に関する個人の秘密等の情報に係る閲覧）

第9条の2 知事は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該個人の秘密等の情報が記録されている文書館資料について閲覧の請求があった場合において、知事が

別に定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該文書館資料につき当該個人の秘密等の情報が記録されている部分についても、閲覧させるものとする。ただし、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

第11条中「者は」の次に「、第9条第4項に規定する場合を除き」を加え、同条ただし書を削る。

別記第1号様式の2を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の項中「4の項第17号、6の項及び10の項第1号並びに」を「6の項第12号、8の項第1号及び第2号並びに14の項第1号、別表第1の2の2の項、4の項、5の項第17号、7の項及び12の項、」に、「及び4の項第2号エ」を「、6の項第2号イ及び8の項、別表第2の2の1の項、3の項及び4の項第2号エ並びに別表第3の6の項」に改める。

別表第2特定非営利活動促進法施行条例の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--|
| 食品衛生法施行条例 | 別表第1の8の項第1号及び第2号並びに14の項第1号、別表第1の2の12の項、別表第2の6の項第2号イ及び8の項、別表第2の2の4の項第2号エ並びに別表第3の6の項 |
|-----------|--|

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第32号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見の事項

中

「 2 平衡機能障害の状態及び所見 」

を

「 (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 （有 ・ 無 ）
（注）2級と診断する場合、記載すること。 」

「 2 平衡機能障害の状態及び所見 」

2 平衡機能障害の状態及び所見

に改める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則別記第4号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則別記第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号中「観賞用樹木」を「立木又は観賞用樹木」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則第38条第1項の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

訓

令

北海道訓令第2号

庁 中 一 般

出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令

公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表（（注）以外の部分に限る。）を次のように改める。

| 地 域 区 分 | 1台当たりの額 | |
|--|---------|-------------|
| | 整備駐車場 | 整備駐車場以外の駐車場 |
| 札幌市及び道外の市町村の区域 | 5,800円 | 2,900円 |
| 函館市（浜町、女那川町及び川汲町の区域を除く。）、江別市及び千歳市の区域 | 4,000円 | 2,000円 |
| 小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市（阿寒町仲町、阿寒町阿寒湖温泉、音別町川東及び音別町海光の区域を除く。）、帯広市、北見市（常呂町字常呂、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭公園及び留辺蘂町旭三区の区域を除く。）、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、士別市（朝日町の区域を除く。）、名寄市、根室市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北斗市、江差町、倶知安町、岩内町、美幌町、浦河町、新ひだか町、音更町、釧路町及び中標津町の区域 | 3,100円 | 1,550円 |
| 上記以外の道内の市町村の区域 | 2,750円 | 1,350円 |

第3条の表（注）以外の部分に限る。）を次のように改める。

| 種別 | 規 格 | 1平方メートル当たりの基準公宅料の額 | | | | | | |
|-----|-----|---------------------------|------|------|------|------|------|------|
| | | 甲 地 | | 乙 地 | | 丙 地 | | |
| | | 木 造 | 非木造 | 木 造 | 非木造 | 木 造 | 非木造 | |
| 公 宅 | A | 57平方メートル未満 | 467円 | 585円 | 406円 | 524円 | 370円 | 489円 |
| | B | 57平方メートル以上 72平方メートル未満 | 478円 | 598円 | 416円 | 536円 | 380円 | 500円 |
| | C | 72平方メートル以上 87平方メートル未満 | 480円 | 605円 | 418円 | 542円 | 381円 | 505円 |
| | D | 87平方メートル以上 107平方メートル未満 | 498円 | 625円 | 433円 | 561円 | 396円 | 523円 |
| | E | 107平方メートル以上 | 504円 | 634円 | 440円 | 568円 | 402円 | 531円 |
| 物 置 | | | 184円 | 216円 | 126円 | 158円 | 96円 | 128円 |

第4条第1項の表を次のように改める。

| 構 造 | 年 数 | 金 額 | | | | | 物 置 |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|
| | | 公 宅 | | | | | |
| | | A | B | C | D | E | |
| 木 造 | 15年 | 149円 | 154円 | 155円 | 161円 | 163円 | 65円 |
| | 20年 | 166円 | 171円 | 172円 | 178円 | 180円 | 72円 |
| | 25年 | 190円 | 195円 | 196円 | 203円 | 206円 | 83円 |
| ブ ロ ッ ク 造 | 15年 | 160円 | 163円 | 164円 | 171円 | 173円 | 68円 |
| | 20年 | 188円 | 191円 | 193円 | 201円 | 203円 | 80円 |
| | 25年 | 209円 | 212円 | 215円 | 223円 | 225円 | 90円 |
| | 30年 | 224円 | 228円 | 231円 | 239円 | 242円 | 95円 |
| | 35年 | 234円 | 239円 | 242円 | 250円 | 254円 | 100円 |
| | 40年 | 266円 | 272円 | 275円 | 284円 | 289円 | 115円 |
| | 15年 | 139円 | 142円 | 143円 | 149円 | 150円 | 61円 |
| | 20年 | 167円 | 170円 | 171円 | 178円 | 180円 | 72円 |

| | | | | | | | |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 鉄筋コンクリート造 | 25年 | 189円 | 192円 | 194円 | 201円 | 204円 | 82円 |
| | 30年 | 206円 | 209円 | 212円 | 219円 | 223円 | 88円 |
| | 35年 | 219円 | 223円 | 226円 | 234円 | 238円 | 93円 |
| | 40年 | 229円 | 233円 | 236円 | 244円 | 248円 | 98円 |
| | 45年 | 237円 | 242円 | 245円 | 254円 | 258円 | 103円 |
| | 50年 | 266円 | 272円 | 275円 | 284円 | 289円 | 115円 |

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（特別の事情による基準公宅料の額の調整）

第8条 単身赴任者（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第11条の2、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第10条の2の5（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第13条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員及び知事が別に定める者をいう。）及び30歳以下の職員（30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員をいう。）に貸与する公宅に係る基準公宅料の額については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、公宅料の算定基準の一部を改正する訓令（平成27年北海道訓令第2号）による改正前のこの訓令（次条において「平成27年改正前の訓令」という。）第3条から第6条までの規定による額とする。

（区域による公宅料の額の調整）

第9条 第3条の表に規定する乙地（旭川市を除く。）及び同表に規定する丙地の公宅における公宅料（駐車場貸付料を除く。）は、第2条第2項及び第3条から第7条までの規定により算定した公宅料に相当する額が、平成27年4月1日において平成27年改正前の訓令第2条第2項及び第3条から第7条までの規定によるものとした場合における公宅料に相当する額に1.3を乗じて得た額を超える場合には、当該乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年3月31日までの間における公宅料（駐車場の貸付けに係るものを除く。以下同じ。）は、この訓令による改正後の公宅料の算定基準（以下「改正後の訓令」という。）第2条第2項、第3条から第7条まで、第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公宅料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成27年4月から平成29年3月までの各月の公宅料 施行日においてこの訓令による改正前の公宅料の算定基準第2条第2項、第3条から第7条まで並びに第9条第1項及び第2項の規定によるものとした場合における公宅料（以下「改正前の公宅料」という。）に相当する額に、施行日において改正後の訓令第2条第2項、第3条から第7条まで、第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定によるものとした場合における公宅料に相当する額と改正前の公宅料に相当する額との差額（次号において「差額」という。）の3分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を加算して得た額（その額が毎年4月1日において改正後の訓令第2条第2項、第3条から第7条まで、第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定により算定した公宅料（次号において「改正公宅料」という。）に相当する額を超える場合は、当該相当する額）
- (2) 平成29年4月から平成31年3月までの各月の公宅料 前号の規定により算定して得た額に、差額の3分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を加算して得た額（その額が改正公宅料に相当する額を超える場合は、当該相当する額）
- 3 前項の場合において、改正後の訓令第10条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び公宅料の算定基準の一部を改正する訓令（平成27年北海道訓令第2号）附則第2項」とする。

北海道訓令第3号

水 産 林 務 部
総合振興局及び振興局

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部を改正する訓令

北海道有林野の整備及び管理に関する規程（平成14年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第19条」を「・第18条」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

北海道訓令第4号

本 庁

北海道官報報告規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道官報報告規程を廃止する訓令

北海道官報報告規程（昭和53年北海道訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。